

佐賀県県有施設広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県有料広告掲載要綱、佐賀県有料広告掲載基準に定めがある場合を除くほか、県有施設に、民間企業等の広告を掲出する場合における必要事項について定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 施設内へのポスター掲出
- (2) その他財産管理者（公有財産規則第3条に規定する課等の長）が定めるもの

(広告の規格)

第3条 広告の規格については、広告を掲出する場所の形状及び性質、景観等を考慮して財産管理者が別途定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は公募により行う。

- 2 公募は佐賀県ホームページ等に募集要領を掲載することにより行うものとする。
- 3 期間を定めて公募した場合にあって応募者が多数のときは、掲出を希望する期間が長期の者を優先し、同順位の者があった場合は、くじにより決定する。ただし、先着順で公募したときは、この限りでない。

(広告掲出可否の審査及び決定)

第5条 広告掲出の申込みがあったときは、広告内容について審査し、広告掲出の可否について決定する。

- 2 財産管理者は、広告掲出の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

第6条 財産管理者は、広告の種類又は媒体の性質上、前二条の規定により難しい場合については、広告の募集、広告掲出可否の審査及び決定について、別に定めることができる。

(広告掲出料)

第7条 佐賀県行政財産使用料条例（昭和39年佐賀県条例第33号）の規定に基づき、広告主が広告掲出に伴い佐賀県に納入する使用料（以下「広告掲出料」という。）の額は、別表1のとおりとする。ただし、同条例第5条に定める使用料の減免は行わない。

- 2 年間来訪者数が5万人以上の施設において、その有する複数の広告掲出場所のうち、来訪頻度その他の広告媒体としての価値が明らかな差異を生じていると財産管理者が認める広告掲出場所に広告を掲出するときの広告掲出料の額は、別表に掲げる施設区分より下位の施設区分によることができる。

(広告掲出の申込み)

第8条 広告主が広告掲出の申込みを行うときは、募集要項に従い、次の各号に定める内容を財産管理者に報告しなければならない。

- (1) 広告掲出者の名称及び代表者職氏名、所在地、連絡先
- (2) 広告掲出を希望する場所及び期間
- (3) 広告の内容及び仕様

(広告の掲出期間)

第9条 広告を掲出する期間は、1箇月単位とし、2年を限度とする。

(広告の作成)

第10条 広告は広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の掲出及び撤去等)

第11条 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、財産管理者が行うこともできる。

2 広告主は、掲出する広告を、掲出開始日前に、掲出予定の施設に提出する。提出日、場所及び方法については、財産管理者と打ち合わせの上決定する。

3 財産管理者は、第1項ただし書の協議の結果、広告の掲出及び撤去に関する作業を行う場合において、当該作業が完了したときは、直ちに、写真等作業完了を証する書類を広告主に送付するものとする。

(広告内容等の修正)

第12条 財産管理者は、広告の内容、デザイン等が各種法令等（佐賀県県有施設広告掲出要綱等含む）に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに、財産管理者に協議するものとする。

(広告掲出の取消し)

第14条 財産管理者は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、使用許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。

(3) 第12条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第12条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、広告掲出を継続することが適切でないと財産管理者が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は書面により財産管理者に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の返還)

第16条 広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を還付する。

2 前項に定める広告掲出料の還付は、佐賀県行政財産使用料条例その他の関係法令等の規定に従うものとする。

(事故責任)

第17条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が佐賀県に起因するときは佐賀県が補償する。

(2) 当該事故が佐賀県に起因しない場合は広告主が補償する。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、財産管理者に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲出に関して必要な事項は、佐賀県行政財産使用料条例その他の関係法令等の規定に従うものとする。

第20条 前条に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項は財産管理者が別に定める。

別表1

	単 位		
	枚数	期間	
年間来訪者数10万人以上の施設	1枚	1月	8,000円
年間来訪者数5万人以上10万人未満の施設	1枚	1月	5,000円
年間来訪者数5万人未満の施設	1枚	1月	3,000円

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。